

厚岸町条例第46号

厚岸町職員定数条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和元年12月16日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員定数条例等の一部を改正する等の条例

(厚岸町職員定数条例の一部改正)

第1条 厚岸町職員定数条例(昭和47年厚岸町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例で職員とは」を「この条例は」に改める。

第3条を次のように改める。

(定数外職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職中の職員
- (2) 地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体若しくは地方公共団体の組合に派遣し、又は他の地方公共団体若しくは地方公共団体の組合から派遣されている職員
- (3) 公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例(平成16年厚岸町条例第8号)第2条第1項の規定により派遣している職員
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

第4条中「任命権者」を「それぞれ任命権者」に改める。

別表中「171」を「183」に、「10」を「5」に、「44」を「37」に改める。

(公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例（平成16年厚岸町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第4条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第5条中「職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）」を「厚岸町職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第13条中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

(厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年厚岸町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「、厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年厚岸町条例第 号）第4条の規定により採用された職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(厚岸町職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 厚岸町職員の分限に関する条例（昭和26年厚岸町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項、第2項及び前項の規定の適用については、第1項及び第2項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、前項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において任命権者が定める期間」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年厚岸町条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

第3条中「6か月以下、給料及びこれに伴う勤務地手当等の合計額」を「6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年厚岸町条例第 号)第18条から第22条までに規定する報酬の額を除く。))」に改める。

第4条第1項中「6か月」を「6月」に改める。

(厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年厚岸町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の

前に次の1項を加える。

- 4 厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年厚岸町条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項中「週休日）を設けなければならない」を「週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上（週休日）を設けなければならない」に、「にあつては、8日以上」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上」に改める。

第8条の2第1項中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

第13条第1項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第19条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 厚岸町職員の育児休業等に関する条例（平成20年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するために、職員の育児休業等」を「に基づく職員の育児休業等の実施」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(3) 厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和元年厚岸町条例第 号)

第4条の規定により採用された職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子

の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は

当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第1項中「職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）」を「厚岸町職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号。以下「給与条例」という。）」に改め、同条第2項中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、「（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）」を削る。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあ

っては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第19条中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、職員の育児休業等の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、町長、副町長及び教育委員会教育長並びに一般職の職員が同表に掲げる職を兼ねる場合において、町長、副町長及び教育委員会教育長並びに一般職の職員としての給料その他の給与を受けるものにあつては、報酬を支給しない。

第2条第6項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の報酬のうち年額によるものについては、任命権者が定める日に支給する。

別表第1中	選挙事務従事者	投票事務従事者	1回	28,000円以下	を
		開票事務従事者		15,000円以下	
	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員、その他の構成員			日額	

その他の非常勤の特別職の職員	月額	250,000円以下
	年額	25,000円以下

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員、その他の構成員	日額	8,300
顧問弁護士	月額	50,000
鳥獣被害対策実施隊員	年額	4,000

に改める。

(厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 厚岸町職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、住居手当及び退職手当」を「及び住居手当」に改める。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料)

第4条の4 厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年厚岸町条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第4項を削る。

第9条第1項を次のように改める。

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

第11条第2項及び第3項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項中「当つても」を「当たつても」に改め、同条第2項中「但し」を「ただし、」に改める。

第13条中「当り」を「当たり」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第13条の2 第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第11条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第15条第2項第2号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第18条から第23条までを次のように改める。

(再任用職員の適用除外)

第18条 第7条から第8条の2まで、第16条の7、第16条の8、第17条及び次条から第23条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の適用除外)

第19条 第7条から第8条の2まで、第16条の7、第16条の8、第17条、前条及び次条から第23条までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与)

第20条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の3第4項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に任用される者をいう。以下同じ。）に支給する給与は、第2条第1項に定める給与とする。

(臨時的任用職員の給料)

第21条 臨時的任用職員の給料は、第3条に規定する給料表の範囲内において、第4条第1項及び第2項の規定に基づき決定された額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、臨時的任用職員の給料の支給については、この条例の定めるところによる。

(臨時的任用職員の適用除外)

第22条 第4条第3項から第8項まで、第4条の2、第4条の3、第18条、第19条及び次条の規定は、臨時的任用職員には適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

第24条から第32条までを削る。

第33条中「条例施行」を「条例の施行」に、「別に規則」を「規則」に改め、同条を第24条とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年厚岸町条例第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改め、「第2項」の次に「及び厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年厚岸町条例第 号)第7条」を加える。

第7条第1項第1号を削り、同項第2号中「町立病院」を「町立厚岸病院」に、「介護を業務とする職員」を「看護補助員」に、「介護の業務」を「看護補助の業務」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「介護を業務とする職員」を「介

護員」に改め、同号を同項第2号とする。

第8条第1項中「町立病院」を「町立厚岸病院」に改める。

(厚岸町介護保険条例の一部改正)

第11条 厚岸町介護保険条例(平成12年厚岸町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条から第16条までを次のように改める。

第11条から第16条まで 削除

(厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例(昭和45年厚岸町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条中「の職員を置く。また、必要に応じ臨時職員を雇用し、牧場の運営管理の万全をはかる」を「、必要な職員を置く」に改める。

(厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年厚岸町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

企業職員で常時勤務を要する者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)、同法第22条の3第4項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に任用される者(以下「臨時的任用職員」という。)及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和元年厚岸町条例第 号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種

類は、給料及び手当とする。

第2条第3項中「、住居手当及び退職手当」を「及び住居手当」に改める。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料)

第3条の4 任期付短時間勤務職員の給料月額は、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項及び第3項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条中「当り」を「当たり」に改める。

第8条第1項中「あたつても」を「当たつても」に改め、同条第2項中「但し」を「ただし、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第8条の2 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第6条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第10条第2項第2号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第18条から第21条までを次のように改める。

(給与条例の準用)

第18条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準及び給料の支給については、厚岸町職員の給与に関する条例(昭和26年厚岸町条例第1号。以下「給与条例」という。)

の規定を準用する。

(再任用職員の適用除外)

第19条 第4条から第4条の3まで、第10条の2、第11条、第15条の2及び次条から第22条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の適用除外)

第20条 第4条から第4条の3まで、第10条の2、第11条、第15条の2、前条、次条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与)

第21条 職員のうち臨時的任用職員の給与の支給については、給与条例の規定を準用する。

第22条中「別に」を削り、同条を第23条とする。

第21条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第22条 職員のうち会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の支給については、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年厚岸町条例第 号)の規定を準用する。

(厚岸町職員の退職手当に関する特別措置条例及び厚岸町交通安全指導員設置条例の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 厚岸町職員の退職手当に関する特別措置条例(昭和32年厚岸町条例第9号)
- (2) 厚岸町交通安全指導員設置条例(昭和53年厚岸町条例第8号)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。